

謹んで新年のお慶びを申し上げます。



KOHOSHIGASHI-PUBLIC INFORMATION.

ホレホリの村 東・村 ひめじこ

村人口のうざき

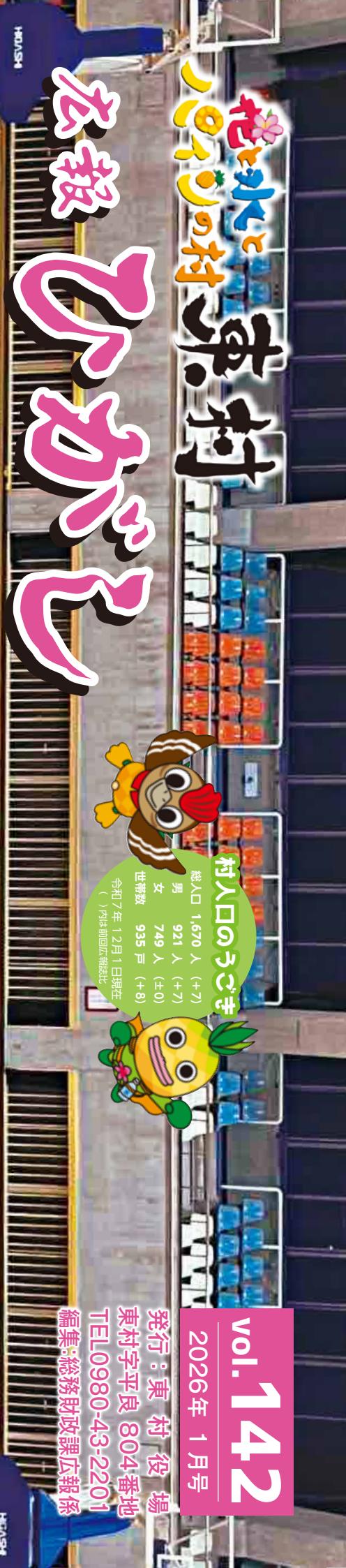
総人口 1,670 人 (+7)
男 921 人 (+7)
女 749 人 (±0)
世帯数 935 戸 (+8)

令和7年 12月1日現在
()内は前回広報比較



vol. 142
2026年 1月号

発行: 東村役場
東村字平良 804番地
TEL0980-43-2201
編集: 総務財政課広報係



年頭のご挨拶



東村長
當山全伸

新年あけましておめでとうございます。村民の皆さんにおかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、村政に対し格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。皆さんのお力添えのもと、さまざまな施策を着実に進めることができましたことに、深く感謝申し上げます。

昨年は、大阪・関西万博が約20年ぶりに国内で開催され、日本の世界自然遺産5地域が連携し、自然と共生する未来社会のあり方を世界に向けて発信する機会となりました。本村においても、豊かな自然と共に歩む地域づくりの重要性を改めて実感する一年となりました。

こうした中、村の基幹産業である農業を支える東村総合農産加工施設は、整備から17年が経過しました。近年では気候変動の影響により、農産物の集中出荷が頻発しており、対応力の強化が求められています。このため、令和8年度には保管用冷蔵施設の増設や搾汁機の機能強化、さらには工場稼働に必要な設備の更新を予定しており、農業の安定と発展に向けた基盤整備を進めてまいります。

一方で、地域の暮らしを支えるインフラにも変化がありました。令和5年6月末をもって村内唯一のガソリンスタンドが閉店し、「SSゼロ自治体」となったことを受け、村では新たな給油拠点の整備に取り組んでおります。令和7年11月には工事を発注し、年度内の完成を目指して事業を進めております。

さらに、物価高騰の影響を受ける村民の生活を支えるとともに、地域経済の活性化を図るため、「東村消費喚起商品券」を発行いたしました。1人あたり5,000円分の商品券を配布し、村内の取扱事業所にてご利用いただいております。今後も、地域の暮らしに寄り添う施策を積極的に展開してまいります。

過疎化対策の一環として進めています宮城定住促進住宅(集合型)21戸および平良団地の建替8戸の整備が完了し現在入居中となっております。子育て世代やU・I・Jターン者を中心に、新たな住まいの場を提供することで、地域の活力向上と定住の促進につなげてまいります。

そして、令和3年度から推進してまいりました「第5次東村総合計画」が本年度をもって終了を迎えます。これまでの成果と課題をしっかりと見つめ直しながら、現在は「第6次東村総合計画」の策定に向けた準備を進めております。村の将来像を見据え、持続可能で活力ある地域づくりに向けて、新たな一歩を踏み出す年となります。

本年は、丙午にあたります。皆さんにとって健やかで実り多き一年となりますよう、心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和8年1月吉日 東村長 當山全伸



東村議会議長
神谷牧夫

新年あけましておめでとうございます。村民の皆さんにおかれましては、輝かしい令和8年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、令和7年を振り返りますと、東村にとって多くの前進と成果があった1年がありました。3月には村の春の風物詩である第43回東村つづじ祭りを開催し、県内外から多くの皆さんにご来場いただき、やんばるの自然の美しさを堪能していただくことができました。

また、4月には東村の又吉コーヒー園が、日本で4件目となる国際認証を取得するという快挙を成し遂げました。これは東村の農業技術の高さを国際的に認められたものであり、村民の誇りとするところ

でございます。同じく4月には、缶詰用パインアップルの優良生産者として東村から3名の方が表彰されました。花と水とパインの村として、パインアップル生産の伝統と品質を守り続ける生産者の皆さんのご努力に、心から敬意を表します。

一昨年の北部豪雨災害から復旧が着実に進み、村民の皆さんのご協力と行政の努力により、日常の暮らしを取り戻すことができました。県医師会をはじめ多くの方々からいただいたご支援に、改めて心から感謝申し上げます。この経験を教訓として、村では防災体制の強化、早期避難体制の整備、情報伝達手段の充実など、災害への備えを着実に進めております。村民の皆さん安心安全を守るため、行政と議会が一体となって、信頼される災害対応体制の構築に取り組んでまいります。

さらに、3月には北部3村で犯罪被害者支援条例が可決されました。村民の皆さんが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、重要な一歩を踏み出すことができました。

世界自然遺産に登録されたやんばるの豊かな自然を守りながら、持続可能な地域社会を築いていくこと、そして人口約1,700名の小さな村だからこそ実現できる、顔の見える行政、きめ細やかな住民サービスを提供していくことが、私たちの使命であると考えております。

本年も、村議会は村民の皆さんに真摯に耳を傾け、村当局との建設的な議論を通じて、村政の発展に寄与してまいり所存でございます。子育て世代への支援の充実、高齢者が安心して暮らせる福祉の向上、若者の定住促進、そして基幹産業である農林水産業の振興に全力で取り組んでまいります。

結びに、村民の皆さんご健康とご多幸、そして東村のますますの発展を心よりお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年1月吉日 東村議会議長 神谷牧夫

東村子ども会 親子交流会を開催！

令和7年10月11日(土)、東村役場にて親子交流会を開催しました。

5・6年生は協力してカレー炊飯に挑戦し、見事おいしいカレーを完成させました。1～4年生はグラウンドゴルフを楽しみ、元気いっぱいにプレーしました。

最後はみんなでカレーを囲み、笑顔あふれる交流の時間となりました。



終活セミナーを開催しました

令和7年10月16日(木)、東村文化・スポーツ記念館にて終活セミナーを開催しました。

40～80代まで約30名が参加し、講師の実体験を交えた“お墓・葬儀・終活の進め方”などの分かりやすい講話が好評でした。アンケートでは「遺品整理」や「お墓の話」への関心が多く寄せられました。

来年度も開催予定ですので、ぜひご参加ください。



第7回 東村ゴルフ選手権大会

令和7年11月6日(木)、ベルビーチゴルフクラブにて第7回大会を開催し、18名が参加しました。

競技力向上と親睦を目的に行われ、各部門で熱戦が繰り広げられました。

入賞者は次のとおりです。※()はスコア

〈一般の部〉

優 勝：宮城 安秀(85)
準優勝：浦崎 直哉(93)
3 位：比嘉 昌太(94)

〈65歳以上の部〉

優 勝：宮城 準(84)
準優勝：前田 潤一(89)
3 位：宮城 泰(98)



資金造成のご支援ありがとうございました

令和7年11月3日(月・祝)の「マーチング&バトン in オキナワ」カラーガード部門に、皆さまのご支援により東村立東小中学校音楽部が参加しました。

銀賞という結果で、全国大会への切符を手にする事は出来ませんでしたが子供達は思いのこもった演技を堂々と披露してくれました。これもご支援いただいた皆さのおかげです。誠に有難うございました。

これからも東村立東小中学校音楽部は色々な事にチャレンジをして成長して行きたいと思いますので、皆様のご支援ご協力を宜しくお願ひいたします。

東村立東小中学校 音楽部
児童生徒・保護者一同





ピカピカ賞

(3歳むし歯ゼロ)

東村の3歳児健診でむし歯の
なかつた子をこのコーナーで紹介します
(今回は、令和7年1月～7月乳幼児健診対象の子です)



コミュニティ助成事業

令和7年度一般コミュニティ助成事業で下記のとおり整備いたしました。各区のさまざまな行事等に活用します。本事業は(財)自治総合センターの宝くじ助成金によるもので、コミュニティ活動の発展と宝くじの普及広報を目的としています。

平良区:キューブアイススライサー
慶佐次区:折りたたみイス、充電式チェンソー、充電式高枝チェンソー、高圧洗浄機、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、マルチスタンド、バッテリー

有銘区:自動血圧計(架台セット)



給与所得者のみなさまへ

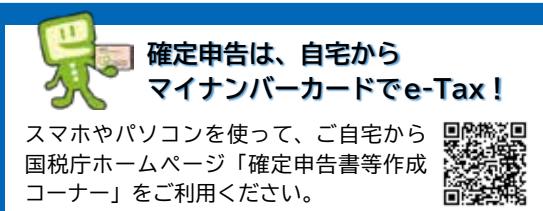
- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える場合
 - ② 1か所から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
 - ③ 2か所以上から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合
- ➡上記①～③のような場合は確定申告が必要です。

個人事業者のみなさまへ

令和7年分において、課税事業者となる方(①～④)は、消費税及び地方消費税の確定申告を行う必要があります。

- ① インボイス発行事業者の登録を受けている事業者
- ② 令和5年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ③ 令和5年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和6年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ④ ②③に該当しない場合で、令和6年1月1日から令和6年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者

令和7年分所得税及び
復興特別所得税の **令和8年3月16日(月)**
申告・納付期限は▶



令和7年分
消費税及び地方消費税の **令和8年3月31日(火)**
申告・納付期限は▶



村有地(村営グラウンド周辺)を活用した機能集約について

村では村有地の有効活用を下記のとおり検討しております

現状(人口減少)と暮らしの課題

本村においては、2035年には人口が約1,400人まで減少すると予測されており、このまま何も手を打たなければ、過疎化がさらに進む可能性があります。

また、村営グラウンドの機能及び利用頻度の低下により、行事の開催場所も見直しが必要になっております。さらには、定住促進住宅整備等、住まいの環境は整いつつありますが、買い物、食事、医療など暮らしに欠かせない機能は名護市など村外に依存しているのが現状です。

村の目指す方向性

村では地域住民の暮らしを支えるために「平良地区」を中心としたエリア開発を検討しております。生活に必要な機能を一か所に集め、効率的で便利な“コンパクトシティ(ヴィレッジ)”を目指します。

機能集約の考え方

- ・分散していた施設をまとめることで、効率的な開発が可能となります。
- ・暮らしに必要な機能を近くに集めることで、村民の利便性が向上します。
- ・施設を集約することで、開発コストを抑えることもできます。

優先する機能

本エリア(平良地区)との調和、また利便性(利用頻度)や経済性(持続的な利用)、代替可能性(すでに機能が十分存在する)を加味して、優先する機能として以下のとおり内部検討をしております。

生活消費
飲食

医療福祉
防災

娯楽
交流

地域
インフラ

行政
サービス



セグロウリミバエの緊急防除が延長されました

ウリ科を始め幅広い果実に寄生する害虫のセグロウリミバエは、不妊虫等を用いた防除が実施されておりましたが、本島及び周辺離島で発生が確認されていることから、農林水産省が実施する、セグロウリミバエの緊急防除の期間が令和9年3月末まで延長されました。

緊急防除の延長に伴い、引き続き寄主植物の果実等（※移動検査に合格した果実を除く）を防除区域外への持ち出しが制限されます。

村民の皆さまには引き続き、セグロウリミバエの防除対策にご協力をお願いいたします。

農家の皆さまへ

- ① 移動制限の対象となる植物を栽培される農家で、移動検査の申請がまだの方、又は栽培される植物や圃場の位置などに変更がある方は、圃場の位置する市町村へご相談ください。
- ② 害虫防除、栽培施設の管理、不要な果実の処分の徹底をしてください。

村民の皆さまへ

- ① 家庭菜園では、特に寄生されやすいウリ科植物の栽培は控えるようお願いいたします。
- ② 移動制限の対象植物の果実は、防除区域外へ原則、持ち出し（発送）できません。ご注意ください。

主に、野外で放置されたウリ科果実で寄生が確認されています。

不用な果実の早期片付けが重要な防除対策です。

セグロウリミバエの寄主植物（移動制限の対象植物の一例）

※詳細は、沖縄県HPでご確認ください。

ウリ科植物（全て）ゴーヤー、ヘチマ、カボチャ、トウガラシ、スイカ、キュウリ等
ナス科 トマト（ミニトマト含む）、ピーマン、トウガラシ※ナスは対象外
インゲンマメ
果樹 パッションフルール、ドラゴンフルーツ、グワバ、パパイヤ等



重要

：不用な果実
の早期片付け



お問い合わせ先

- セグロウリミバエについて 沖縄県農林水産部営農支援課 ☎ 098-866-2280
- 移動制限について 那覇植物防疫事務所 ☎ 098-868-1679
- 移動検査の申請について 東村役場農林水産課 ☎ 0980-43-2208

セグロウリミバエについて
(沖縄県HP)



松くい被害木の伐倒駆除がはじまります

(令和8年1月より実施)

村内の松くい虫被害木について、景観の保全と被害拡大防止のため、伐倒駆除作業を実施します。

目的：地域景観の保全・沖縄本島北部（特に宮城以北）への松くい虫被害の拡大防止

対象：「沖縄型森林環境保全事業」を活用し、村内の松くい虫被害木を伐採します。
今年度は1月から、主に県道、国道、村道などの幹線道路周辺を優先的に実施します。

村民の皆様へお願い

幹線道路沿いに松くい虫被害木が確認されている土地の所有者の方で、伐倒駆除でご都合が悪い（不都合が生じる）恐れがある場合は、下記連絡先までお早めにご連絡ください。

なお、本事業は、定められた方針に基づき伐倒箇所を選定するため、**個人の要望での伐倒は行いません。**

ご理解ご協力ををお願いいたします。

沖縄本島最北部エリアにおける松くい虫の防除戦略

沖縄本島最北部エリア（国頭村、大宜味村、東村）

沖縄本島最北部は、概ね微害状況にあります。
リュウキュウマツは広範囲に、多く分布しています。
過去から木材生産も盛んな地域でもあり、蔡温松などの歴史的、文化的価値の高い松が多く残っていることから、松林の保全が求められています。

被害封じ込め
被害が集中している地域では、被害封じ込め地区と亜離づけ、離接する地域への被害が拡散しないように、被害の境界側から中心地へ向けて伐倒駆除を行っています。



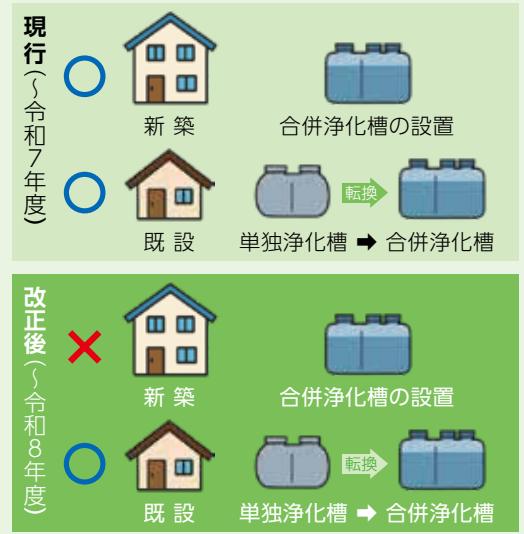
お問い合わせ 農林水産課(担当:神谷) ☎ 0980-43-2208

東村合併処理浄化槽設置整備 補助金の補助対象が変わります！

令和8年4月1日から、“新築への合併処理浄化槽設置”は補助対象外となります。すでに単独浄化槽をご利用の方が、合併処理浄化槽へ変更(転換)する場合は、引き続き補助対象となります。ご不明な点は建設環境課までお問い合わせください。」

改正のポイント

現行(～令和7年度)	改正後(令和8年度～)
新築への合併処理浄化槽の設置	対象外になります
単独浄化槽から合併処理浄化槽への変更(転換)	引き続き対象です



東村空き家・空き地バンクについて

空き家や空き地を登録していただける所有者を募集しています。登録いただいた物件は、移住や定住を希望する方へ紹介し地域の新しいつながりを生み出します。詳しくは、企画観光課またはホームページをご確認ください。



東村空き家・空き地バンクフロー図



お問い合わせ 企画観光課 ☎ 0980-43-2265

商品券の利用期限が近づいています！

令和7年7月1日時点で東村に住所を有する方を対象に配布した『令和7年度東村消費喚起商品券』の利用期限が、令和8年1月31日(土)までとなっております。

利用期限を過ぎると無効となりますので、お早めにご利用ください。

利用可能店舗や詳細については、各世帯に配布しているチラシをご覧いただくか、「商品券取り扱い店」ののぼりを掲げてる村内の店舗でご利用いただけます。

お問い合わせ 企画観光課 ☎ 0980-43-2265



令和7年度 沖縄県最低賃金

●地域別最低賃金 時間額
令和7年12月1日～ 1,023円

●特定(産業別)最低賃金

※令和7年度は【新聞業】、【自動車(新車)小売業】、【各種商品小売業】、【糖類製造業】は、改正がありませんでした。このため令和7年12月1日から地域別最低賃金が適用されます。

問い合わせ 沖縄労働局 賃金室 ☎ 098-868-3421

新春の集い開催についてご案内

日時：令和8年1月5日(月) 午後5時～6時まで

場所：東村農民研修施設

会費：1,000円

お問い合わせ 総務財政課 ☎ 0980-43-2201

東村イベント情報

月	日	曜	行事名
1	1	木	元旦 安全祈願祭・初起し・記念撮影(平良区) 初日の出、グラウンドゴルフ(慶佐次区)
	2	金	初うつくしグラウンドゴルフ(有銘区)
	4	日	東村二十歳の集い
	5	月	仕事始め 新春の集い
	6	火	3学期始業式
	12	月	成人の日
	15	木	合同相談会(法律・人権)
	20	火	児童交流の翼 八幡訪問(～23日)
2	22	木	乳幼児検診
	11	水	建国記念の日
	12	木	小中学校入学説明会(東校)
	20	金	東中3年生 立志式
	23	月	天皇誕生日
	26	木	子育て相談会

※令和7年度年間行事計画等を元に作成しています。日程は変更となる場合があります。

村税等の納期限について

納税について、原則として下記のとおりとなります。納期限までに、納税通知書に記載されている金融機関等で納めてください。

納期 科 目	第4期分	第5期分	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分
村県民税	1月末日	—	—	—	—	—
固定資産税	2月末日	—	—	—	—	—
国民健康保険税	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日	—
後期高齢者医療保険料	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日	3月末日

※末日が土日祝日の場合はその翌日が納期となります。

納期限内の納付をお願いします

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状の発送により督促手数料が加算されます。また、納期限翌日から納めた日までの日数に応じて延滞金が加算される場合があります。

口座振替について

一度手続をされると翌年以降も継続して口座振替となります。納め忘れをしないためにも、納税は口座振替をオススメします。

お問い合わせ

村県民税・固定資産税 住民課 ☎ 0980-43-2203

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

福祉保健課 ☎ 0980-43-2202

令和8年度(令和7年分) 村・県民税、所得税の各字申告相談開催日

下記の日程で申告相談を開催します。

村・県民税申告書が届いた方は収入(源泉徴収票)や経費が分かる書類(領収書等)を持参の上、お越し下さい。

※マイナンバーカード又は、通知カード等マイナンバー(個人番号)が確認できるものをご持参下さい。

※税務署からハガキ(利用者識別番号が記載)が届いた方はご持参して下さい。

※申告書が届いていない場合は役場住民課へお問い合わせ下さい。

区	日 程	時 間	場 所
宮 城	2月10日(火)		
川 田	2月12日(木)		
平 良	2月18日(水)		
平 良	2月19日(木) 午後2時～午後3時	午前10時～午後3時	各字公民館
高 江	2月19日(木) 午前10時～お昼12時		
慶 佐 次	2月24日(火)		
有 銘	2月26日(木)		



※左記日程以降は、3/16(月)
まで役場・住民課窓口で受付けております。

役場での申告相談
については、
予約制です。



学生や収入のなかった方、扶養に入っている方も申告書を提出して下さい。

所得証明書が発行されなかったり、国民健康保険税が高額になったり
軽減措置等が受けられない場合があります。

お問い合わせ 住民課 ☎ 0980-43-2203